

鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報の公表

鳥取県警察では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定・実施しました。

今般、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、当該計画の実施状況を下記のとおり公表します。

1 警察官に占める女性警察官の割合 （毎年4月1日現在）

【目 標】	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
令和 7 年 4 月 1 日までに おおむね13%	11.6%	12.2%	12.7%	12.9%	12.8%

【採用に関する取組】

令和 3 年度

- 「チャレンジコース」を警察官（大卒程度）採用試験（2 回目）にも拡充

令和 4 年度

- 警察官（男性）、警察官（女性）の資格加点にベトナム語とスペイン語を追加
- 警察官（武道）の性別の区分を廃止

令和 5 年度

- 警察官（男性）、警察官（女性）の資格加点に公認心理師と臨床心理士を追加

令和 6 年度

- 警察官（大卒程度）のサイバー犯罪捜査官採用試験を年 2 回に拡大

2 年次有給休暇等の平均取得日数

【目 標】	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
年間17日以上	16.9日	17.7日	18.8日	19.4日	19.3日

【休暇の取得促進のための取組】

令和 2 年度～令和 6 年度

- 毎月、休暇取得状況を各所属にフィードバックし、目標に対する進捗状況を意識付け

令和 2 年度～令和 6 年度

- 年末年始、GW、盆等における連続休暇の取得を促進

3 男性職員の配偶者出産休暇及び育児のための休暇取得率

【目 標】	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合計 4 日以上 の取得率 100%	76.7%	98.6%	96.8%	100.0%	92.3%

【男性職員の育児参加促進のための取組】

令和2年度～令和6年度

- 男性職員が利用できる休暇制度に関する執務資料を発出し、全職員に共有

令和2年度～令和6年度

- 配偶者が妊娠・出産したことを把握した時点で、本人・直属の上司等に特別休暇の種別や取得可能期間を周知

4 男性職員の育児休業取得率

【目 標】	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
60%	53.3%	85.1%	63.1%	116.9%	91.0%

【男性職員の育児休業取得促進のための取組】

令和2年度

- 1歳未満の子を養育している男性職員に対し、本人の意向を尊重した上で、可能な限り2週間以上の育児休業の計画的な取得を奨励
- 3歳未満の子を養育する男性職員を対象とした男性職員家事・育児参加促進セミナーを開催

令和3年度～令和6年度

- 3歳未満の子を養育している男性職員の中で、特に1歳未満の子を養育している男性職員に対し、本人の意向を尊重した上で、可能な限り2週間以上の育児休業の計画的な取得を奨励
- 育児休業を取得した男性職員及び子が出生した男性職員を対象とする育児休業に関するアンケートを実施

令和4年度・令和5年度

- 第1子が生まれた男性職員及び第1子が生まれる予定の男性職員を対象とした「子育て研修」を開催

令和5年度・令和6年度

- 各年度内に子が出生したが、育児休業を取得しなかった職員を対象にアンケートを実施